お客様本位の業務運営に関する方針

ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社

ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社（以下「当社」といいます。）は、米国シカゴを本拠とし、グローバルに様々な金融サービスを行うノーザン・トラスト・グループの一員として、日本において資産運用に特化したビジネスを展開しています。

当社は、その専門性を生かしてお客様の達成したい目標に向けたソリューションを提供することに邁進しております。また、お客様の基本的な価値観や考え方を時間をかけてしっかりと理解し、それに適合する運用戦略を共に議論し、ご一緒に目標に近づいていくというアプローチをとっております。

当社では、ノーザン・トラスト・グループの共通の価値観の原点である「卓越したサービス（Service）」、「専門性（Expertise）」、「誠実 （Integrity）」を日本においても徹底しています。そしてその実践が、お客様の利益と当社の利益を一致させることにつながると信じています。

当社は、2017 年 3 月 30 日に金融庁が公表し、2021 年 1 月 15 日に改訂した「顧客本位の業務運営に関する原則」に係る 7 つの原則をすべて採択し、お客様本位の業務運営を実現するための明確な方針として、本方針を以下の通り策定しました。

【お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等】

方針 1 当社はお客様本位の業務運営に関する方針を定め、公表します。

当社は、本方針を定期的に見直すとともに、本方針に基づく取組状況を適宜公表してまいります。

【お客様の最善の利益の追求】 （金融庁原則２に対応）

方針 2 当社はお客様の最善の利益を追求します。

当社は、お客様のフィデューシャリーとしてお客様第一主義の業務運営を行い、お客様の最善の利益を図ります。また、こうした業務運営の遂行が企業文化として定着するよう努めます。

【利益相反の適切な管理】 （金融庁原則３に対応）

方針 3 当社はお客様との利益相反の可能性を把握し、その可能性がある場合には適切に管理します。

当社は、お客様の利益と当社またはノーザン・トラスト・グループの利益が相反しうる場合に備えて、別途その概要を公表している利益相反管理方針に定めるところにより、利益相反のおそれのある取引を類型化し、利益相反のおそれのある取引を認識した場合には事案に応じて適切な管理を実施することとしており、これからも利益相反管理体制の向上に努めてまいります。

【手数料等の明確化】　（金融庁原則４に対応）

方針 4 当社は手数料等の明確化に努めます。

当社はお客様が負担する手数料その他の費用について、提供するサービスとの関係を整理し、分かりやすく情報を提供します。

【重要な情報の分かりやすい提供】（金融庁原則５に対応）

方針 5 当社は重要な情報を分かりやすく提供します。

当社は提供する商品・サービスの内容について、お客様の取引経験や金融知識等を考慮の上、重要な情報を分かりやすく提供します。販売会社には、当社が適切と考える情報提供に協力いただけるよう働きかけます。

なお、当社は基本的に投資運用業のみを行っていることから、金融庁原則５の注のうち、注１のみ該当し、注 2、注３、注４及び注 5 については該当ありません。

【お客様にふさわしいサービスの提供】（金融庁原則６に対応）

方針 6 当社はお客様のニーズに即した商品・サービスの提供に努めます。

当社はお客様が抱える問題を理解するように努めます。その上で、お客様の最善の利益とは何かを考え、その実現のためにソリューションを提案します。当社は役職員がお客様の最善の利益のために質の高いサービスを提供できるように、継続的に専門知識を習得することを求めています。さらに、お客様の金融知識の向上に資する活動に注力してまいります。

なお、当社は基本的に投資運用業のみを行っていることから、金融庁原則６の注のうち、注３、注４及び注５のみ該当し、注１及び注２については該当ありません。

【従業員に対する適切な動機付けの枠組み等】（金融庁原則７に対応）

方針 7 当社は従業員がお客様の利益を最優先して業務に取り組むことを後押しします。

当社は、従業員一人一人が、常にお客様の利益を最優先するとともに、お客様それぞれが公正に扱われていることを担保しつつ業務に取り組むことを、年次の業績評価プロセスや定期的に行われる従業員向け研修を通じて、組織的にサポートしています。

2017 年 12 月制定
2021 年 12 月改訂

顧客本位の業務運営の取組み状況はこちら。
金融庁原則との対応関係表はこちら。